

「第1回 緊急地震速報評価・改善検討会
緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会」の議事概要

1. 部会の概要

日 時：平成 22 年 6 月 11 日（金）15:00～17:00

場 所：気象庁講堂（気象庁庁舎 2 階）

部会委員出席者：中森部会長、小豆澤（代理：関）加藤、上村、国崎、鷹野、宮下の各
部会委員

気象庁出席者：西出、橋田、松村、土井、関田、横山、長谷川、内藤

2. 議事概要

緊急地震速報の一般提供開始以降、受信端末や配信に関して想定外の事象が発生した原因や考えられる対策を説明。これらの再発防止策を踏まえて「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(仮称)」に如何に反映させるべきか各委員にご議論を頂いた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

< 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(仮称)」について >

自動制御については、早く制御をかけて停止すべきもの、精度の高い情報を利用して、慎重に判断して停止すべきものなどさらに細分化できるのではないかと。

ガイドラインを緊急地震速報のより良い活用のために作っても、広く国民に伝わらなければ、無視した事業者と国民が契約する懸念が残るため、品質・技術レベルの基準を設け、国民が各端末のレベルが判別可能なような表示の義務化するべきではないかと。

近隣の百貨店や同一店舗内でそれぞれ別事業者と契約しているところがあるが、放送される端末とそうでない端末があったことから、伝達・処理については同一となるべき。

百貨店内ではテレビやラジオ、来客者の携帯電話といった様々な媒体から緊急地震速報を入手できる状況にあることから、混乱しないよう館内放送では整合性を取る必要がある。

ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置を受信端末としてガイドラインに記載すべきと考えていたが、その装置はラジオと同じであるという気象庁側の見解を聞いて、記載しない整理で理解できた。

ガイドラインの名称から仮称をとることについては、問題ない。

< 想定外の事象が発生した原因およびガイドラインにおける対策について >

館内放送した後、実際に観測された揺れを放送する項目は、地震が連発するような事態を想定した場合、「揺れが収まったことを報知する」というのは安心情報につながりかねず難しいのではないかと。

データフォーマット等の公開を推奨する項目は、今後の事業者の撤退を想定しているならば、データフォーマット等の標準化が必要なのではないかと。

報知音を選択する項目は、NHKの報知音を推奨すると明記しているが、本当にNHKの報知音が良いのか十分な検討が必要なのではないかと。

複数の地震による緊急地震速報を受信した場合の動作のうち報知の項目は、「大きい震度の情報」と「猶予時間の短い情報」を組み合わせることを推奨しており、また、後続の緊急地震速報によって予測震度が小さくなった場合は報知を変更しないことを必須としているが、これでは利用者の様々なニーズに応えられないのではないかと。

事業者の使用する回線の冗長化の項目は、最終的な目標としては理解できるが、事業者に過大な負担を強いることになり緊急地震速報の普及の妨げになるのではないかと。十分に普及するまでの当面は、例えば事業者自身が2つの専用の回線を持つのではなく、他の事業者と共同で配信すること等によって冗長性を確保させるようにするなどの余地を残しておく方が良いのではないかと。

<その他>

緊急地震速報は国を挙げて普及を推進する必要があると考える。国として、普及をどのように進めていくのか議論しておく必要があるのではないかと。

事業者が利用者に対してガイドラインに沿って説明を行う責任があることについて記述すべきではないかと。

3. 今後の予定

今回の議論を踏まえて事務局で整理し、次回検討部会（秋に開催）で報告する。